

第 20 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成 22 年 1 月 27 日に開催されました第 20 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

記

- 1 第 19 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要の確認
- 2 第 20 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
 - (1) 議会基本条例訂正案第 4 条（議会運営の原則）と第 12 条（行政の監視・評価）との規定内容の整合について
 - ① 訂正案第 4 条第 2 項と第 12 条について表現を事務局で整理し、次回の特別委員会で議論する。
 - ② 訂正案第 4 条は、第 2 項を除き原案とする。
 - (2) 第 5 条（議会の責務）について
第 5 条議会の責務を削除し、同規定を第 4 条第 1 項に置く訂正案を原案とする。
 - (3) 第 8 条（議員の調査研究と研修）から第 10 条（公聴広報機能の充実）について
原案第 8 条（議員の調査研究と研修）及び原案第 9 条（市民の議会への参画）並びに原案第 10 条（公聴広報機能の充実）については、いずれも訂正案を原案とする。
 - (4) 原案第 5 章議員間討議 原案第 15 条（政策等に関する議員間討議）について
第 5 章及び第 15 条の名称を除き、訂正案を原案とする。
 - (5) 第 6 章政務調査費について
 - ① 原案及び訂正案の「会派及び議員は」については、他市等の記述を調査し、次回の特別委員会で議論する。
 - ② 前①の「会派及び議員は」の表現を除き、その他の規定については、訂正案を原案とする。
 - ③ 政務調査費についてインターネット等による公開制度の導入を検討する。
 - (6) 次回特別委員会の日程について
次回の特別委員会の日程を 2 月 22 日、24 日のいずれかとする。